

旭川医科大学文書処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学文書処理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学文書処理規程（平成16年旭医大達第25号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(文書取扱主任) 第4条 各課に次に掲げる文書取扱主任を置き、当該課における文書取扱の事務を処理させる。 (1) 総務課 文書法規係長 (2) 人事課 人事第一係長 (3) 研究支援課 研究企画係長 (4) 会計課 会計総務係長 (5) 施設課 施設企画係長 (6) <u>学生支援課 学生総務係長</u> (7) <u>図書館情報課 図書館総務係長</u> (8) <u>入試課 入学試験係長</u> (9) <u>経営企画課 病院総務係長</u> (10) <u>医療支援課 医療支援係長</u> (11) <u>医事課 収納係長</u> （新設）	(文書取扱主任) 第4条 各課に次に掲げる文書取扱主任を置き、当該課における文書取扱の事務を処理させる。 (1) 総務課 文書法規係長 (2) 人事課 人事第一係長 (3) 研究支援課 研究企画係長 (4) 会計課 会計総務係長 (5) 施設課 施設企画係長 (6) <u>経営企画課 病院庶務係長</u> (7) <u>医療支援課 医療支援係長</u> (8) <u>学生支援課 学生総務係長</u> (9) <u>図書館情報課 図書館総務係長</u> (10) <u>入試課 入学試験係長</u>

(略)

附 則

この規程は、令和6年9月18日から施行し、改正後の旭川医科大学文書処理規程は、令和6年8月1日から適用する。

別表

文書記号	区分
旭医大	学長，理事，監事，副学長，病院長，図書館長，事務局長又は，旭川医科大学名をもって収受発送する文書
旭医大総	総務課の所掌事務に係る文書
旭医大人	人事課の所掌事務に係る文書
旭医大研	研究支援課の所掌事務に係る文書
旭医大会	会計課の所掌事務に係る文書
旭医大施	施設課の所掌事務に係る文書
旭医大学	<u>学生支援課の所掌事務に係る文書</u>
旭医大図	<u>図書館情報課の所掌事務に係る文書</u>
旭医大入	<u>入試課の所掌事務に係る文書</u>
旭医大経	<u>経営企画課の所掌事務に係る文書</u>
旭医大医療	<u>医療支援課の所掌事務に係る文書</u>
旭医大医事 (新設)	<u>医事課の所掌事務に係る文書 (新設)</u>

(略)

【改正理由】

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(略)

別表

文書記号	区分
旭医大	学長，理事，監事，副学長，病院長，図書館長，事務局長又は，旭川医科大学名をもって収受発送する文書
旭医大総	総務課の所掌事務に係る文書
旭医大人	人事課の所掌事務に係る文書
旭医大研	研究支援課の所掌事務に係る文書
旭医大会	会計課の所掌事務に係る文書
旭医大施	施設課の所掌事務に係る文書
旭医大経	<u>経営企画課の所掌事務に係る文書</u>
旭医大医	<u>医療支援課の所掌事務に係る文書</u>
旭医大学	<u>学生支援課の所掌事務に係る文書</u>
旭医大図	<u>図書館情報課の所掌事務に係る文書</u>
旭医大入	<u>入試課の所掌事務に係る文書</u>

(略)